

# 石綿にさらされる 作業に従事していた 労働者及びご家族の方へ

## 労災補償制度、特別遺族給付金制度のご案内

※ 特別遺族給付金の請求は、**平成21年3月27日まで**です。

- 石綿にさらされる作業に従事していた労働者の方については、中皮腫、肺がん等の健康被害が生じるおそれがあります。特に中皮腫については、その大部分が石綿ばく露によるものと考えられています。  
また、中皮腫及び肺がんとも石綿にさらされてから発症するまでの期間が非常に長い（中皮腫で40年前後、肺がんでは30～40年）という特徴があります。
- 中皮腫、肺がん等を発症し、それが石綿にさらされる作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、労災保険給付や特別遺族給付金が支給されています。  
お心当たりのある方は、早急に、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。  
なお、特別遺族給付金の請求は、平成21年3月27日までとなっておりますので、早急に手続きを行ってください。
- 石綿にさらされる危険のある作業、石綿による健康障害については、このリーフレットをご覧ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>

# 1. 石綿にさらされる危険のある作業

以下の作業に従事していた場合には、石綿にさらされていた可能性があります。

- ① 石綿製品の製造工程における作業
- ② 耐火建築物に係る鉄骨等への石綿や石綿含有岩綿等の吹付け作業
- ③ 断熱若しくは保温のための被覆又はその補修作業
- ④ スレート板等難燃性の建築材料の切断等の加工作業（耐火建築物内の電気配線工事、配管工事を含む。）
- ⑤ 建築物の補修又は解体作業
- ⑥ 鉄鋼製の船舶又は車両の補修又は解体作業
- ⑦ タルク等の取扱いの作業
- ⑧ 倉庫内等における石綿原料・製品の袋詰め又は運搬作業
- ⑨ 石綿鉱山又はその附属施設において行う石綿を含有する鉱石又は岩石の採掘、搬出又は粉碎その他石綿の精製に関連する作業
- ⑩ ①から⑨の作業が行われている場所における作業

厚生労働省のホームページに、石綿にさらされるおそれがある作業例について、写真入りで解説しています。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/roudousya2/index.html>

## 2. 石綿による疾病

石綿との関連が明らかな疾病としては、次のものがあります。

### ○ 中皮腫

胸膜、腹膜、心膜又は精巣鞘膜に生じた中皮腫

### ○ 肺がん

原発性肺がん（転移性の肺がんではないという意味です。）

### ○ 石綿肺、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚

## 3. 石綿による疾病の症状

石綿にさらされる危険のある作業に従事していた方に、日常生活で次のような症状が出てきたときは、最寄りの医療機関等にご相談することをお勧めします。

- ・ 息切れがひどくなった場合
- ・ せきやたんが以前に比べて増えた場合やたんの色が変わった場合
- ・ たんに血液が混ざった場合
- ・ 顔色が悪いと注意された場合や爪の色が紫色に見える場合
- ・ 顔がはれぼったい場合、手足がむくむ場合や体重が急に増えた場合
- ・ はげしい動悸がする場合
- ・ かぜをひいて、なかなか治らない場合
- ・ 微熱が続く場合
- ・ 高熱が出た場合
- ・ 寝床に横になると息が苦しい場合
- ・ 食欲がなくなった場合や急にやせた場合
- ・ やたらに眠い場合

## 4. 労災保険給付、特別遺族給付金のご案内

### (1) 労災保険給付の概要

中皮腫や肺がん等を発症しており、それが石綿にさらされる作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、以下のような補償を受けることができます。

療養補償給付、休業補償給付、遺族補償給付等

### (2) 特別遺族給付金について

平成13年3月26日以前に石綿による疾病が原因で死亡した労働者の遺族であって、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に特別遺族給付金が支給されています。

特別遺族給付金の請求は、平成21年3月27日までとなっておりますので、早急に手続きを行ってください。

### (3) 石綿による中皮腫及び肺がんの認定基準のポイント

#### ① 中皮腫

中皮腫（胸膜、腹膜、心膜又は精巣鞘膜）であって、明らかな石綿肺所見が得られている場合や石綿ばく露作業への従事期間がおおむね1年以上ある場合に労災補償を受けることができます。

#### ② 肺がん

原発性の肺がんであって、明らかな石綿肺所見が得られている場合や胸膜プラーク等の石綿にばく露したことを示す医学的所見が認められ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間がおおむね10年以上ある場合に労災補償を受けることができます。

### (4) Q & A

① **Q** 退職後に発症した場合でも労災補償は受けられるのでしょうか。

**A** 退職された後であっても、それらの疾病が業務により石綿にさらされたことが原因で発症したものと認められた場合は労災補償を受けることができます。

② **Q** どこで石綿を扱ったかわかりません。この場合でも、労災補償を受けられるのでしょうか。

**A** 石綿を取り扱った場所がよくわからない場合でも、最寄りの労働基準監督署にご相談ください。監督署において、詳しくお話を伺い、必要な調査を行います。その結果、業務が原因であると認められれば労災補償を受けることができます。

#### 石綿に関する健康管理手帳について

石綿を製造し、又は取り扱う業務に従事していた離職者で、一定の要件を満たす方は、都道府県労働局長に申請し、健康管理手帳を交付されると、指定された医療機関で健康診断を6か月に1回無料で受けることができます。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/techo/index.html>

詳細については都道府県労働局にお問い合わせください。